

宮城大学授業料の納付期日の特例に関する規程

令和2年3月25日

規程第179号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学等における修学等の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による授業料等減免の実施において、学生に対し授業料等減免の十分な説明及び申請期間を確保するため、本学の授業料の納付期日に関し、宮城大学学生納付金規程（平成21年規程第46号。以下「納付金規程」という。）及び宮城大学学生納付金の減免等に関する規程（平成21年規程第47号。以下「減免規程」という。）の特例を定めるものとする。

(授業料の納付期日)

第2条 前期の授業料の納付期日は、納付金規程第4条第1項第一号の規定にかかわらず、5月31日（当該期日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、又は土曜日であるときはその翌日）とする。

2 新型コロナウイルス感染症の影響による学生の家計急変及び家計急変に伴う授業料等減免の申請期間を考慮して、令和5年度に限り、前項の規定並びに納付金規程第4条第1項第一号及び第二号の規定にかかわらず、授業料の納付期日は、次の各号に掲げる期日とする。

一 前期 8月31日

二 後期 12月25日

3 前期の授業料納付を猶予又は分割して納付する場合の納付期日についても、前項に規定する学生の諸事情を考慮して、令和5年度に限り、減免規程第5条第2項の規定にかかわらず、9月29日とする。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則 (R2.3.25 第159回理事会)

この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和5年3月31日をもって廃止する。

附 則 (R2.5.27 第161回理事会)

この規程は、令和2年5月27日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則 (R3.3.24 第172回理事会)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (R4.3.23 第184回理事会)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (R5.2.22 第196回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和6年3月31日をもって廃止する。